

利用者支援事業（児童の福祉の増進について相談に応ずる事業）届出要領

熊本県子ども未来課

社会福祉法（以下「法」という）第六十九条の規定により、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）の開始、変更、休止及び廃止については、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業（政令指定都市を除く）

社会福祉法第二条第三項に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

2 届出書類

(1) 事業開始時

- ・ 利用者支援事業開始届出書（別記第1号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

※留意点

定款等は、目的に利用者支援事業を行う旨が記載されていること。

(2) 届出事項に変更が生じた時

- ・ 利用者支援事業変更届出書、変更前後表（別記第2号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

資料の記載内容に変更が生じた場合

(3) 事業廃止（休止）時

- ・ 利用者支援事業廃止（休止）届出書（別記第3号様式）

3 届出期限

- (1) 事業開始時・・・事業を開始した日から1月以内
- (2) 届出事項に変更が生じた時・・・変更の日から1月以内
- (3) 事業廃止（休止）時・・・事業を廃止（休止）した日から1月以内

※提出期限を越えて提出する場合、遅延理由書（任意様式）等の別途資料の添付が必要となるため、事前に県担当者に連絡すること。

4 届出方法

別表のLoGoフォームにより提出すること。

5 届出先

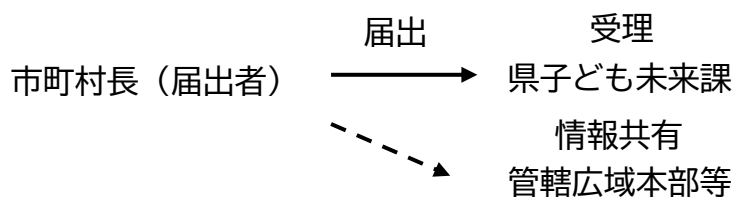
以下のフロー図に従い、事業実施者は市町村長に、市町村長は県（子ども未来課）に届け出ることとし、同時に管轄の広域本部等に情報提供する。

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。

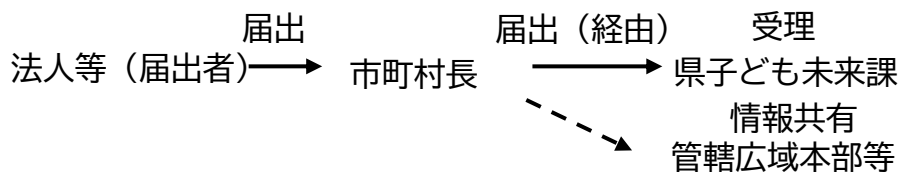
ただし、事業実施者の諸事情により市町村長を経由した届出が困難である場合は、この限りでない。

○フロー図

(1) 市町村長が届け出る場合



(2) 市町村長以外の者が届け出る場合



6 届出書の受理

県（子ども未来課）で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等を行わないものとする。

ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを電子メールにより届出者に送付することとする。

なお、事業実施者の諸事情により、紙媒体による写しの送付が必要な場合は、事前に県（子ども未来課）に連絡すること。

7 その他

届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止（休止）時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）3月1日から施行する。

この要領は、令和8年（2026年）5月11日から施行する。

別表（第4関係）

市町村名	管轄広域本部等	LoGo フォーム URL
宇土市	宇城地域振興局	(インターネット)
宇城市		https://logoform.jp/f/3dnkA
美里町		(LGWAN) https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/3dnkA
御船町	上益城地域振興局	(インターネット)
嘉島町		https://logoform.jp/f/EoacD
益城町		(LGWAN)
甲佐町		https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/EoacD
山都町		
荒尾市	県北広域本部	
玉名市		
山鹿市		
菊池市		
阿蘇市		
合志市		
玉東町		
和水町		(インターネット)
南関町		https://logoform.jp/f/ODwYU
長洲町		(LGWAN)
大津町		https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/ODwYU
菊陽町		
南小国町		
小国町		
産山村		
高森町		
南阿蘇村		
西原村		
八代市	県南広域本部	
人吉市		
水俣市		(インターネット)
氷川町		https://logoform.jp/f/k09s6
芦北町		(LGWAN)
津奈木町		https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/k09s6
錦町		
あさぎり町		

多良木町		
湯前町		
水上村		
相良村		
五木村		
山江村		
球磨村		
天草市	天草広域本部	(インターネット)
上天草市		https://logoform.jp/f/ZDTKU
苓北町		(LGWAN) https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/ZDTKU